

今号の主な内容	
2面	住民税の申告が必要な方は区税務課へ申告を
4・5面	31年度の定期利用保育利用児を募集
8面	新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンに伴う交通規制 メニューコンクール最優秀賞・優秀賞のレシピカードを配布しています

# 広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、  
やすらぎとにぎわいのまち

平成31年(2019年)

1・25

第2272号



## しんじゅくコール

☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900  
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111  
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>  
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

# 確定申告が始まります

申告  
期間

- 所得税及び復興特別所得税…2月18日～3月15日  
※還付申告は受付中
- 贈与税…2月1日～3月15日
- 個人事業者の消費税及び地方消費税…4月1日まで



確定申告の準備、申告書の作成にご利用いただける相談会等を実施します。ぜひご活用ください。  
【問合せ】▶新宿税務署(〒163-0740西新宿2-7-1、小田急第一生命ビル6階)☎(6757)7776、四谷税務署(〒160-8530四谷三栄町7-7)☎(3359)4451、▶国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>

## 申告書の作成会場を開設します

ルミネゼロ(NEWoMan 5階)  
で申告書を作成できます

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成会場を、ルミネゼロ(渋谷区千駄ヶ谷5-24-55、NEWoMan5階、下地図参照)に開設します(新宿・四谷・中野税務署の合同会場)。確定申告に必要な書類とマイナンバーに係る本人確認書類(下記★参照)をお持ちの上、直接、会場へおいでください。

【開設期間】2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日を除く)



※2月24日(日)、3月3日(日)は開場します。  
【受付時間】午前8時30分～午後4時(相談は午前9時15分から)  
※税務署内では、確定申告書の作成・相談は行いません。  
※記入等の済んでいる申告書は税務署に直接お持ちいただくか郵送で提出してください。  
※会場の駐車場は有料です。

## 税理士による無料申告相談

申告書を作成して  
提出できます

確定申告に必要な書類とマイナンバー(個人番号)に係る本人確認書類(下記★参照)をお持ちの上、当日直接、会場へおいでください。車での来場はご遠慮ください。  
※譲渡所得のある方、税理士に依頼している方、相続税・贈与税の相談はご遠慮ください。

【日時・会場】右表のとおり  
【問合せ】各税務署へ。

### ◆にせ税理士にご注意を◆

資格がなく、専門知識に欠ける「にせ税理士」に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を被る恐れがあります。税理士は税理士証票を携行し、税理士バッジを着用しています。税理士をかたる不審な人物には、十分ご注意ください。

新宿税務署管内の方

日程	会場
1月31日(木)・2月1日(金)	落合第一地域センター(下落合4-6-7)
2月4日(月)・5日(火)	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
2月6日(水)～8日(金)	戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
2月12日(火)～15日(金)	区役所本庁舎地下1階11会議室

【相談時間】▶午前9時30分～12時、▶午後1時～4時(受け付けは午前9時30分～午後3時)

四谷税務署管内の方

日程	会場
1月28日(月)～30日(水)	牛込筆筒地域センター(筆筒町15)
1月31日(木)～2月4日(月) ※土・日曜日を除く	若松地域センター(若松町12-6)
2月5日(火)～8日(金)	榎町地域センター(早稲田町85)
2月12日(火)～15日(金)	四谷保健センター(四谷三栄町10-16)

【相談時間】▶午前9時30分～12時、▶午後1時～4時(受け付けは午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分)

## 便利な方法で申告・納税できます

インターネットでの  
確定申告(e-Tax)

- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成できます  
作成した申告書等は印刷して税務署に提出できるほか、電子証明書の添付または税務署で取得したID・パスワードにより、インターネット上で送信(提出)できます(e-Tax)。詳しくは、税務署へお問い合わせください。国税庁ホームページでもご案内しています。



### 口座からの振替納税

指定した口座から納税額が自動的に引き落とされるので、納め忘れがなく便利です。振替納税を希望する場合は、「口座振替依頼書」を税務署へ提出してください(平成30年分の振替納付日、提出期限は右表のとおり)。口座振替依頼書は、税務署で配布しているほか、国税庁ホームページから取り出せます。

	振替納付日	提出期限
所得税及び復興特別所得税	4月22日(月)	3月15日(金)
個人事業者の消費税及び地方消費税	4月24日(水)	4月1日(月)

※贈与税は、振替納税を利用できません。  
※残高不足等で振替納付日に引き落とすことができない場合、延滞税が課されることがあります。

## 確定申告の注意点

### 医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成29年分以降、医療費控除の申告には領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。明細書は、国税庁ホームページから取り出せます。  
※平成28年分まで使用していた「医療費の明細書」(領収書を入れるための封筒)は税務署に用意されていません。  
※明細書の内容確認のため、税務署から領収書の提示または提出を求める場合があります。医療費の領収書は5年間、自宅等で保存してください。  
※平成31年分までは、従来の方法による申告もできます。

### 申告書にはマイナンバーの記載が必要です

所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書は、提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。  
※確定申告書をご自宅等からe-Taxで送信(提出)する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

### ★本人確認書類の例

マイナンバー(個人番号)の確認と身元確認ができる書類が必要です。①か②のいずれかをご提示ください。  
▶①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(1枚で個人番号確認と身元確認を兼ねています)  
▶②通知カードなど(個人番号確認)と運転免許証など(身元確認)の2点